

◆ 減額後の保育料

< 2・3号認定 > (3歳以上児クラスは、保育料無償化対象となります。)

階層区分	定 義		保育料 (月額：円)	
			0～2歳児クラス	
			第1子	第2子
第1階層	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯、里親が保護者である世帯、町民税非課税世帯		0	0
第2階層	第1階層を除き、町民税の所得割課税額が右	町民税均等割のみ世帯	6,000	0
		5,000円未満	7,000	0
		48,600円未満	8,000	0
第3階層	の区分に該当する世帯	97,000円未満	9,000	0
		57,700円未満 77,100円以下		